

食事提供サービス契約書

(以下、甲という。)と、株式会社シノケンウェルネス(以下、乙という。)は、後記物件(以下、本物件という。)にて行う、食事提供サービスについて、以下の通り契約を締結した。

第1条(食事提供サービスの提供)

乙は、甲に対し、本契約の定めに従い、本物件において食事提供サービスを提供し、甲は、乙に対し、本契約の定めに従い、乙の食事提供サービスを利用しその対価を支払うものとする。

第2条(契約期間)

1. 本契約の期間は、 から、 までの2年間とする。
2. 前項契約期間満了の、2ヶ月前までにそれぞれ相手方に対し書面をもって更新拒絶の意思表示、又は、条件変更の意思表示をしない場合は、本契約を2年間更新するものとし、その場合、本契約の契約条項は全て更新後の食事提供サービス契約に適用するものとする。

第3条(食費)

1. 本契約に基づく食事提供サービスの利用料(以下「食費」という)は、下記食事単価表による。
なお、消費税については、軽減税率(8%)が適用される。

	単価(消費税別)	特別食(消費税別)
朝食	300円	100円加算
昼食	600円	100円加算
夕食	600円	100円加算

2. 食事の予約及びその変更については、所定の用紙に記入の上、前日の16時までに提出するものとし、それ以降の取り消しについては、キャンセル料として予約分の食費が発生するものとする。
3. 食費の支払方法については、銀行引落しの方法によるものとし、甲及び乙は、株式会社シノケンコミュニケーションズ(以下、保証会社という)へ食費の収納代行業務を委託する。
銀行引き落としの詳細については、別途甲と保証会社との間で締結した保証委託契約書又は貸借保証委託契約書において定める。
4. 本条第1項の食費は契約期間中といえども経済状況の変化、物価の変動等、食費に影響が及ぶ事由を考慮し、随時甲乙間で協議の上見直すことが出来るものとする。
5. 万一、甲が乙または保証会社等への食費の支払を滞納し、相当期間を設けて催促してもなお、滞納が解消しない場合には、乙は、甲に対する食事提供サービスの提供を中止することができる。

第4条(不良食事の責任)

1. 乙は食中毒の防止等、衛生管理上の措置を徹底しなければならないものとする。
2. 甲は乙が提供する食事を、すみやかに喫食しなければならないものとする。

第5条(責任の所在)

1. 甲の責に帰すべき事由により、食中毒その他の事故が発生したときは、甲はその責任を負うものとする。
2. 乙の責めに帰すべき事由(前条第1項の規定に違反した場合を含む)により、食中毒その他の事故が生じた場合には、乙はその責任を負うものとする。

第6条（契約の解除・解約）

甲又は乙は契約期間内に本契約を解除する場合には、2ヶ月以上の予告期間をもって所定の契約解除届を相手方に提出するものとし、その記載された契約解除日をもってこの契約は解除されるものとする。

第7条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、乙の住所地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

第8条（誠意処理）

本契約に定めのない事項又は、本契約の各条項の解釈上疑義が生じた事項については甲及び乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

特約条項

以上の通り契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

- 1. 所在地 東京都練馬区石神井台六丁目3番19号
- 2. 建物名 寿らいふ石神井台
- 3. 室名 号室

年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

電話番号

乙 住 所 東京都港区浜松町2丁目3番1号

氏 名 株式会社シノケンウェルネス

代表取締役 三浦 義明

印

電話番号 03-5777-0175

改定-190328